

〔元亨釋書明戒〕釋忍性、姓伴氏、和州磯城島人也。○中略 寛元初、集王畿癩人萬餘施食、授一日夜八關齋戒、薦母氏之諱也。奈良坂有癩者、手足繚戾難于行丐、以故數日不食之有矣。時性在西大寺、憐之、曉至坂宅負癩置廊市、夕負歸舊舍。如此者數祀、隔日而往、雖風雨寒暑不缺。馬癩者臨亡誓曰、我必又生此間爲師役酬師德、而面留一瘡爲信耳。果性之徒中有瘡于顏者、善供給、人呼爲癩之後身。性詣四天王寺、聞豐聰太子四院施藥、療病、敬田、事志慕焉。自此處々構療病悲田之院、其桑谷療病所二十歲間、瘡者四萬六千八百人、死者一萬四百五十人、已而活者踰五之四也。

〔和州舊跡幽考添上郡〕奈良坂癩人

いつの比よりにやありけん、癩人の住宅となれり、むかし此所に手足まとはれて、行歩もかなはざれば、袖ごひもかなはず、日を経るといへども、物もくはざりける癩人あり。その比忍性律師は西大寺にぞ住おはしける、かゝる癩人を見給ひていとあはれがり、曉ごとになら坂のいほりにいたりて、癩人をうしろにおひ來り、市中にすへをき、暮ぬれば又をひてかれがいほりにをくりかへし。風雨寒暑にもをこたりなし。癩人臨終の時ちかひあり、我かならず又此世界にうまれて、師につかへて厚恩を報じ奉らん。顔に一瘡を殘して玄るとせんといひてぞをはりける。その後忍性律師につかへし人の中に、あながちにつかうまつるものあり、かほに一瘡あり、時の人癩者の後身とぞいへる。忍性律師の修營の伽藍八十三所、塔婆二十基、大藏經一十四藏、諸國の川橋一百八十九所、嘉元元年七月十二日をはりをとる。年八十七。○中釋書

〔武德安民記二十一〕關原大戰賊徒敗北之事

吉隆○大ハ癩病ニテ、兩眼盲ケレバ、兼テヨリ軍敗バ自殺セント、鎧ヲバ不著。

〔古老口實傳〕一癩病者、神宮四至内居住、并往反禁制之。

〔枕苑日涉三〕癩坊